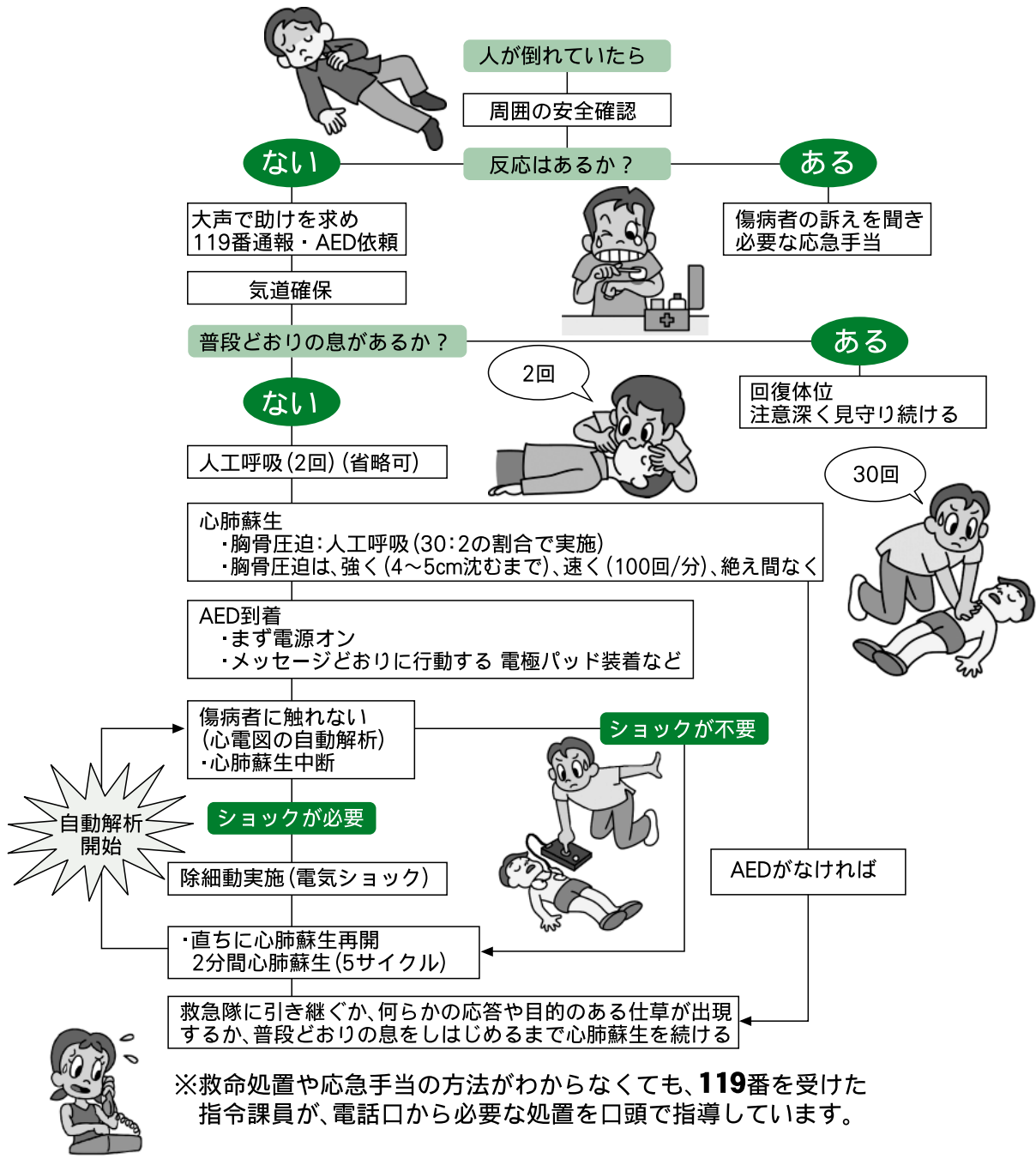


# 救命措置のポイント

もしもの時には…(成人の場合)



救急車は、ケガや急病などで緊急に搬送しなければならない傷病者のためのものです。緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故や急病人が発生した場合、ほかの消防署から救急車が出動することになり、到着が遅れてしまうことがあります。症状が軽い場合や様子がおかしいと思ったら、自分で、早めに最寄りの病院などで診察を受けてください。救急車の適正な利用にご理解とご協力をお願いします。

救急車の適正利用にご協力ください

**自分で病院に行けるとき…**

症状が軽く、自分で病院に行ける状態で、診察可能な病院が分からない場合は「病院照会」をご利用ください。

消防芳賀分署【☎028(677)0212】  
または  
消防本部通信指令室【☎0285(82)0119】  
まで  
電話で確認してください。

(注意)  
傷病者の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れて行ったほうがよいと判断した場合は、迷わず【☎119】へ通報してください。

消防芳賀分署  
芳賀町内AED設置場所  
・芳賀町役場  
・芳賀海洋センター  
・ロマンの湯  
・工業団地管理センター  
※各小中学校にも設置予定

**普通救命講習のご案内**

消防芳賀分署では随時、一定の参加人数での救命講習を受け付けています。今までに実施した普通救命講習(AED 自動対外式除細動器の講習を含めた心肺蘇生)の受講者数は、芳賀町役場のほぼ全職員をはじめ延べ550人を超えています。新規や再講習(2~3年ごとの講習会で町民の皆さんの参加をお待ちしています。

**迅速な救急蘇生法の必要性**

一刻をあらそうような傷病者が発生した場合に、その現場に居合わせた皆さんが、救急車の到着を待たず、適切な救急蘇生法(救命処置や応急手当)を実施することが救命率の向上につながります。